

議案第 36 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

指導主事等の給与について、本市に採用される前に受けていた給与と本市の給与との均衡を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(指導主事等の給与の特例)

- 24 任命権者は、人事交流等により大阪府教育庁の職員又は大阪府立学校若しくは大阪府市町村立学校の教職員から引き続き羽曳野市教育委員会に採用された指導主事その他の職員の給料について必要がある場合には、第3条及び第5条の規定にかかわらず、羽曳野市教育委員会に採用される前に受けていた当該職員の給与との均衡を失しないよう別に決定することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後条例」という。)は令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後条例の規定は、令和3年4月1日以後に採用される職員について適用し、同日前に採用されている職員については、なお従前の例による。

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1～23 省略</p> <p><u>(指導主事等の給与の特例)</u></p> <p>24 <u>任命権者は、人事交流等により大阪府教育庁の職員又は大阪府立学校若しくは大阪府市町村立学校の教職員から引き続き羽曳野市教育委員会に採用された指導主事その他の職員の給料について必要がある場合には、第3条及び第5条の規定にかかわらず、羽曳野市教育委員会に採用される前に受けていた当該職員の給与との均衡を失しないよう別に決定することができる。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>附 則</p> <p>1～23 省略</p> <p>以下省略</p>